

私らしいエンディングを迎えるために

～最期まで「自分らしく」あるために、備えたいこと～

誰もがいつか迎えるエンディング…。

私らしいエンディングを準備して、今を生き生きと生きていくには…、どんな仕組みを使いたいのか「支える人」も「支えられる人」も、皆さんと一緒に考えましょう。

- ・ 自己選択・自己決定・自己責任・意思決定支援・成年後見制度・エンディング（小池正志さん）
 - ・ 市民後見人の活動（川手俊美さん）
 - ・ 長野県社会福祉士会、東御市の取組み（佐藤もも子さん）
 - ・ 単身者や課題を抱えている当事者による活動（村山修さん）
 - ・ 「おひとりさま」あんしんサポート相談室の取組み（森田靖子さん）
- 【コメンテーター】 島田千穂さん
【コーディネーター】 佐藤もも子さん

社会福祉士会 設立30周年記念セミナー



お名前 小池 正志

所 属 公益社団法人長野県社会福祉士会
略 歴 1972年10月～ 長野県社会福祉協議会入職
2009年 3月 " 定年退職
(主にボランティア・地域福祉担当)
2013年 3月 長野県社協 再雇用退職
(主に権利擁護・成年後見担当)
2013年 4月～ 長野県社会福祉士会入職
1999～2004年 長野大学非常勤講師

書籍等（活動等の紹介掲載誌）

- ◆第4回全国ボランティアフェスティバル 月刊福祉 1996年2月号
- ◆アートパラリンピック 月刊福祉 1998年6月号
- ◆介護の日普及県民の集い 月刊福祉 2009年1月号
- ◆長野県下の社協活動の現状と課題 保健科学 2010年5月号
- ◆「社協職員へのE-ル』 社協情報（NORMA）2020年1月号
- ◆ボランティア・市民活動振興の歴史 福祉だより信州 2022年11月号



お名前 川手 俊美

市民後見人

所属 飯田市美術博物館
(プラネタリウム解説員)

2014年伊那市社会福祉協議会主催の市民後見人養成講座受講。
2015年伊那市社協にて法人後見生活支援員として支援活動にあたる。2016年4月より成年後見人を受任。現在の支援活動は3人目。



お名前 森田靖子

所属 長野市社会福祉協議会
地域福祉課
長野市権利擁護センター
「おひとりさま」あんしん
サポート相談室

略歴 長野市内の病院・老健の相談員を経て、長野大学社会福祉学部にて社会福祉士養成に関わり、2021年度より現職。社会福祉士。



村山 修

所属 はーべすとの会

1950年1月18日生まれ、鹿児島県出身。18歳で母を亡くす。21歳でヨーロッパに渡る。帰国後、レコード会社に就職。長年、音楽業界に携わる。平成6年に長野県に移住。人生の辛酸をなめ尽くす。その後、東御市移住、数年後、まいさぼ東御に相談に来て、東御市社協の佐藤さんと出会う。以後、自身のエンディングを考える「ひまわりの会」、当事者の集まり「ハーベストの会」を立ち上げ、まいさぼの就労支援等、ボランティア活動に従事。



佐藤 もも子

所属 長野県社会福祉士会

静岡県静岡市出身。家族皆で半身不随と言語障害を抱える祖父を介護する環境に育ちました。20代中盤で長野県に移住し、東御市社協に就職。地域福祉、日常生活自立支援事業を担当し、平成27年から生活困窮者自立支援事業の主任相談支援員を拝命。ソーシャルワークに強く惹かれてきました。長野県社会福祉士会常任理事・同会の身寄り問題検討プロジェクトチーム長、長野県地域福祉計画策定委員2期目。大学生2人の母。



島田 千穂

佐久大学 人間福祉学部

前職は東京都健康長寿医療センター研究所。現在、日本エンドオブライフケア学会副理事長。近著は「認知症の人は将来をいかに語るか（日本認知症ケア学会誌20(3)415-425）」「アドバンスケアプランニングはなぜ必要か」（老年社会科学44(3)296-302）「家族による評価に基づく重度要介護者の全身状態の変化の類型化」（老年社会科学44(3)269-275）

分科会6 「私（アイ）らしいエンディングを迎えるために」

自己選択・自己決定・自己責任・

意思決定支援・成年後見制度・エンディング

- 1 成年後見制度の利用促進（後見センターの変遷）
- 2 日常生活自立支援事業と成年後見制度
- 3 三士会・後見関係団体連絡会・相談会
- 4 <県社協> 成年後見制度促進事業（2009年度 県委託事業）
- 5 <県士会> 成年後見制度促進事業（2016年度 県補助事業）
- 6 事例紹介
- 7 時代の流れ・キーワード

小池正志 { 長野県社会福祉協議会勤務（40.5年）
長野県社会福祉士会勤務（10年）

1 成年後見制度の利用促進（後見センターの変遷）

- 2000年（H12） 介護保険制度・成年後見制度・日自支援事業スタート
 - ▶ 県社協／福祉権利擁護相談センター設置
 - ▶ 県成年後見関係団体連絡会スタート（三士会＝弁護士、司法書士、社会福祉士）
- 2002年（H14） 成年後見制度無料相談会10広域圏で開催
 - ▶ 県社協と後見連絡会との共催
- 2009年（H21） 県社協／成年後見制度促進事業（県受託事業）
 - ▶ モデル事業（長野・伊那）、後見支援体制懇談会 研修等
- 2010年（H22） 連絡会／長野県知事&市町村長に首長申立の要望
 - ▶ 成年後見支援センター設置（長野、松本、上伊那）
 - ▶ 後見首長申立：県HP 監修：三士会
- 2012年（H24） 県社協／成年後見支援センター連絡会議（5センター）
 - ▶ 連絡会 首長申立・後見センター設置要望（県知事&市町村長）
- 2016年（H28） 県士会／成年後見利用促進事業（県補助事業）
 - ▶ 地域ネットワークの取組み、社協法人後見促進、啓発パンフ
- 2020年（R2） 県社協 成年後見利用促進戦略会議（県受託事業）

2 日常生活自立支援事業と成年後見制度

判断能力が十分でない方へのサービス・施策

1 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

- ① 法律上は「福祉サービス利用援助事業」
- ② 対象者、認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が充分でない人
- ③ 契約に基づくサービス。契約は本人、基幹的社協、県社協の三者契約

2 成年後見制度

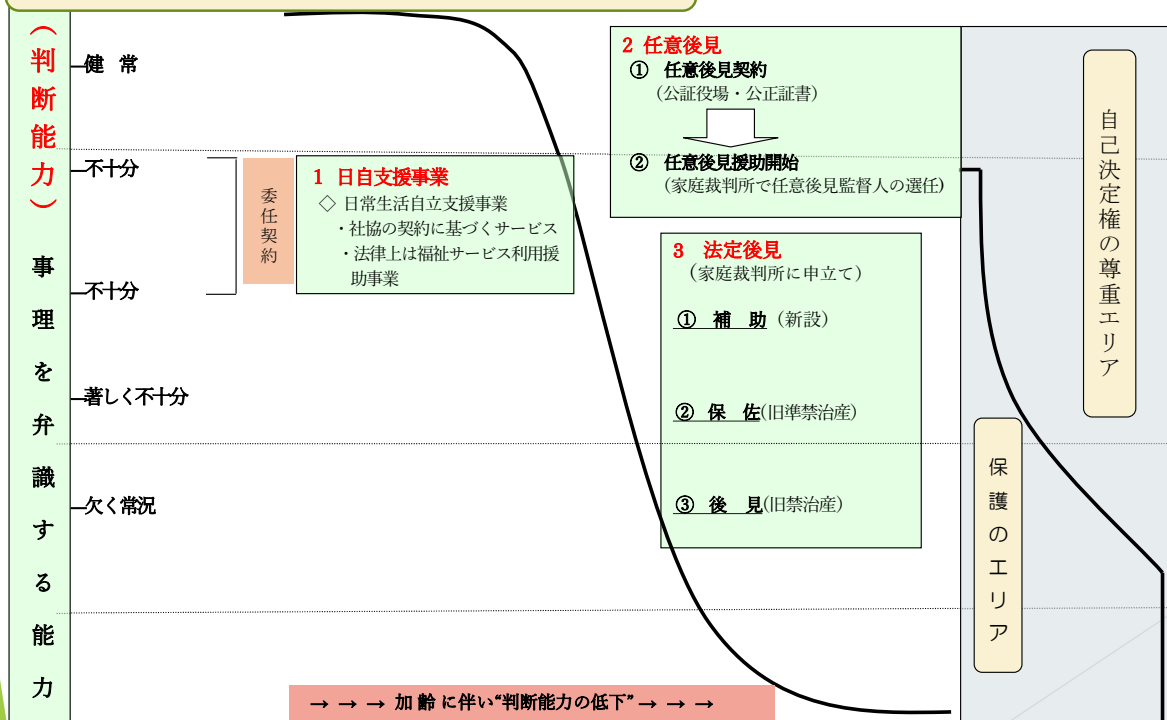
(1) 法定後見

- ① 判断能力が充分でない人で保護し支援
- ② 旧制度の2類型（禁治産者・準禁治産者）から補助・保佐・後見
- ③ 審判の申立て4親等内の親族、市町村長

(2) 任意後見制度

- ① 判断能力がある時に「任意後見契約」
- ② 契約は公証役場で公証人作成の公正証書で行う。
- ③ 家庭裁判所の「任意後見監督人」の選任で契約が履行

成年後見(法定・任意)と日自支援事業との関係図



3 三士会・後見関係団体連絡会・相談会

1 三士会と後見連絡会

- ◇ 2000年 成年後見制度の普及・情報交換等を目的に県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会（ばあとなあながの）の三士会の連携確立
- ◇ 2002年 三士会の呼びかけで、県介護福祉士会／県精神保健福祉士協会／関東信越税理士会県支部連合会／県行政書士会の7団体で成年後見関係団体連絡会を設立。後に県介護支援専門員協会、県社会保険労務士会が参加して9団体。

2 連絡会の事業

- ◇ 2002年～ 「成年後見制度無料相談会」（共催：長野県社協、後援：県）
当初は10広域圏で実施。相談員は専門職団体から2人・計20人対応
2011年度以降は成年後見支援センター未設置ブロックで開催
- ◇ 2009年～ 成年後見制度普及懇談会（家庭裁判所、県行政、県社協の出席を要請して）
- ◇ 2010年－ 長野県知事・市町村長宛 成年後見の市町村長申立等に関する要望
- ◇ 2015年－ 長野県知事・市町村長宛 成年後見支援センター設置要望

信濃毎日新聞2015年11月12日朝刊



成年後見制度の相談に応じる弁護士ら11日、須坂市

県社会福祉士会や県弁護士会など9団体でつくる県成年後見関係団体連絡会は11日、成年後見制度の相談に応じたり、法人として後見人を引き受けたりする「成年後見支援センター」が県内全域を網羅することを目指し、管轄するセンターがない県内25市町村に早期設置を求める要望書を提出した。そのうち須坂、岡谷市など5市町で、同制度に関する無料相談会も開いた。

厚生労働省は2012年度に、センターなど「後見実施機関」の設置を全国の市町村に設置するよう求めている。県内では11年から順次設置されており、現在センター10カ所を社会福祉協議会や広域連合が運営し、52市町村をカバーしている。

相談会はセンターがない地域で、成年後見を必要とする本人や家族、福祉関係者などを対象に、高齢者や障害者など判断能力が不十分な人の権利を守る制度の利用方法などを紹介する狙い。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が個別に相談に応じた。須坂市の会場では、グループホームから出て1人暮らしを始めた知的障害者の支援員を務める男性から「訪問販売などで不要な契約をしてしまう可能性を考えると、成年後見制度を活用する必要があるかもしれない」との相談があった。弁護士らが申し立ての方法などについて説明した。

相談に応じた長野市の岡室恭輔弁護士は「成年後見制度を必要とする人は増えていく。気軽に相談できる環境を整えて、必要な支援につなげたい」と話していた。

県社会福祉士会や県弁護士会など9団体でつくる県成年後見関係団体連絡会は11日、成年後見制度の相談に応じたり、法人として後見人を引き受けたりする「成年後見支援センター」が県内全域を網羅することを目指し、管轄するセンターがない県内25市町村に早期設置を求める要望書を提出した。そのうち須坂、岡谷市など5市町で、同制度に関する無料相談会も開いた。

連絡会「5市町で無料相談会

県内全域網羅へ要望書

成年後見支援センター増設目指し

<県社協> 4 成年後見制度促進事業（2009年度県委託事業）

1 成年後見支援体制構築モデル事業

- ① 長野市社協 ⇒ 2010年度長野市成年後見支援センター立上げ
- ② 伊那市社協 ⇒ 2010年度上伊那成年後見センター立上げ

2 成年後見支援体制懇談会

- ① 委員メンバー（弁護士、司法書士、社福士、市町村・社協代表で構成）
- ② 懇談会のまとめ（市町村・市町村社協に配布）
 - ◇ 成年後見センター 基幹的社協単位（19市＋木曽）の広域設置の提案
 - ◇ 市町村及び専門職団体との役割分担の提案
 - ◇ 法人後見と市民後見人についての提案



★県内のセンター★ 開設状況

【広域及び複数市町村設置】

- ・松本市成年後見支援センター
- ・上伊那成年後見センター
- ・上小圏域成年後見支援センター
- ・さく成年後見支援センター
- ・いいだ成年後見支援センター
- ・北信圏域権利擁護センター
- ・北アルプス成年後見支援センター
- ・茅野市・富士見町・原村センター
- ・須高地域成年後見支援センター

【単独市町村設置】

- ・長野市成年後見支援センター
- ・塩尻市成年後見支援センター
- ・千曲市成年後見支援センター
- ・坂城町成年後見支援センター
- ・諏訪市成年後見支援センター

【単独社協設置】

- ・権利擁護センターかるいざわ

<県士会> 5 成年後見制度促進事業(2016年度～県補助事業)

1 成年後見対応研修 (2016～2018年度)

- ◇ 対象 市町村及びセンター（地域包括・障がい者・後見）職員
- ◇ 内容 市町村・相談支援機関の責務・役割と申立手続き等実務

2 成年後見制度活用講座 (2016～2018年度)

- ◇ 対象 市町村・地域包括・社協・福祉事業所等職員
- ◇ 内容 福祉関係者に必要な成年後見制度の基礎及び実務の講座

3 成年後見制度利用促進セミナー (2016～2018年度)

- ◇ 対象 福祉関係者及び一般県民
- ◇ 内容 権利擁護のための成年後見制度の普及促進を図る

4 利用促進パンフ作製配布・社協法人後見促進 (2019年度)

後見事例 (受任2010年) ①

- 本人 89歳男性 (1921年・大正10年生まれ) 独居 ■ 介護度 要介護2
- ◇ 本人は横浜で定年まで勤め定年後、妻の実家 (長野市) に移り住む
- ◇ 16年前に妻が先立たれ以後一人暮らし。近くの妻側の身内とは疎遠
- ◇ 2010年1月 玄関で転倒・救急搬送し入院2月中旬に退院
- ◇ ヘルパー1日2回、デイサービス週3回等で限度額を超えて利用
- ◇ 入院前まで、知人女性が金銭管理も含め支援、入院と同時に手を引いた
- ◇ 年金収入は月18万円、市営住宅月3,800円であったが通帳残高は約3万円のみ (質素な生活から考え、少なくとも3,000万円残っていても・・・)
- 後見申立と受任、永眠
- ◇ 2010年5月後見申立、9月受任・後見業務開始 (金融機関に出納記録請求等)
- ◇ 11月 4日病院受診 (胃に転移、ステージ4) 本人の意思表示で手術はしない
- ◇ 11月25日緩和ケアに入院、翌年1月20日21:53永眠

後見事例（受任2015年）②

- 本人 91歳男性（1923年大正12年生まれ）独居一軒家 ■ 介護度 要介護2
- ◇ 40年程前に妻を亡くし長男も亡くしている一人暮らし大金を所持している。
- ◇ 東京の姪が時々訪問、知人女性が世話をしていた
- ◇ 週2回デイサービス利用・冬期間毎日ヘルパー利用
- ◇ 銀行の通帳と届出印を紛失、近隣との金銭トラブルもあり後見申立
- ◆ 弁護士との複数後見人で対応。本人の同意もあり自宅を売却、お墓詣りも

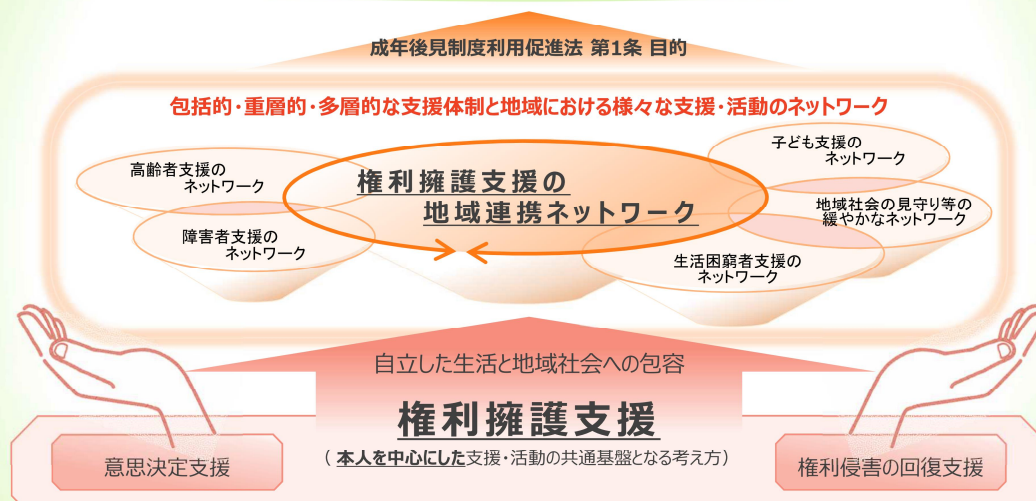
尊厳死（2014年）

- 本人 男性1934年（昭和9年）生まれ 高齢夫婦世帯
- ◇ リビング・ウイル（人生の最終段階における事前書）
- ◇ 医師やご家族等との共有
- ◇ 2014年1月 80歳男性（永眠）

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

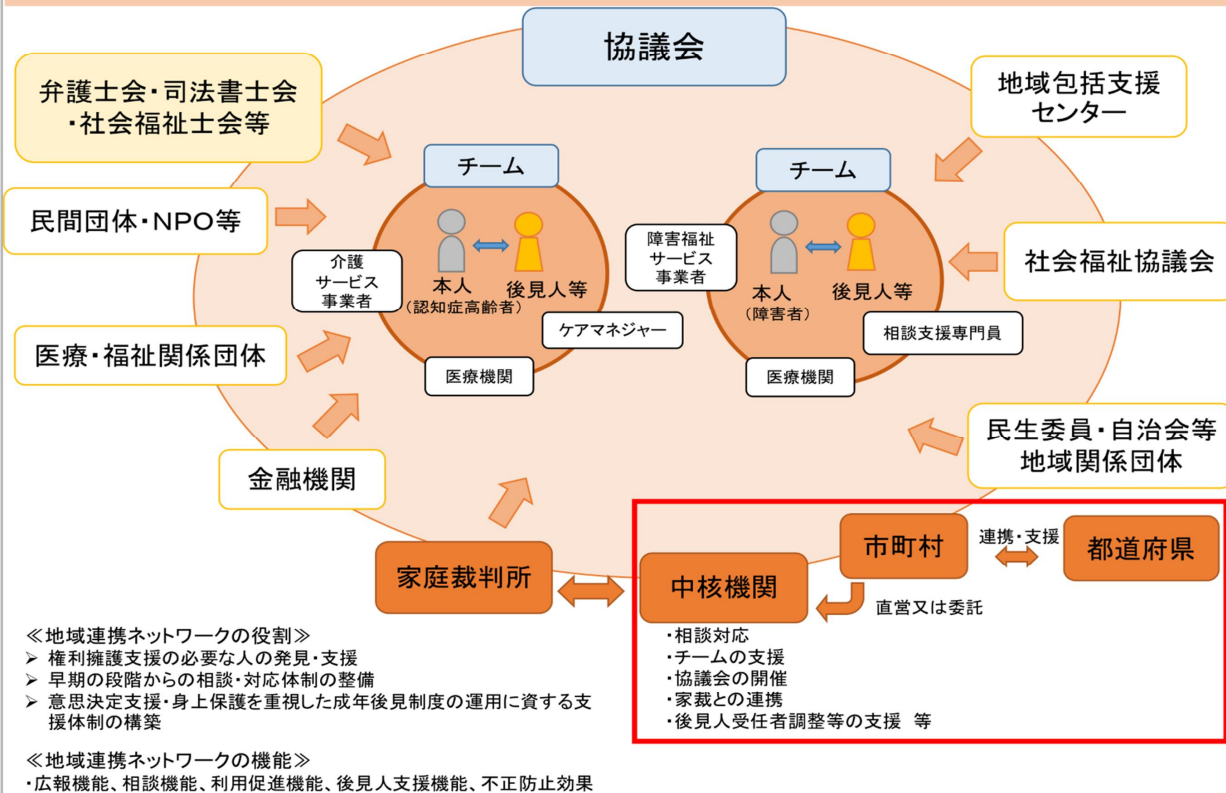
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



地域連携ネットワークのイメージ

<別紙2>



時代の流れ

- ◆ 第1回 長野県ボランティアリーダー研修会 (1976年～)
- ◆ 第4回 長野県ボランティア研究集会 (1979年～)
- ◆ 第28回 長野県ボランティア・市民活動研究集会 (2003年～)
- ◆ 長野県まちづくり・ボランティアフォーラム (2021年～)

時代のキーワード (合言葉・標語?)

- ◆ ボランティア活動 ⇒ 「やる気」「世直し」「手弁当」
- ◆ 措置制度から契約 ⇒ 「自己選択」「自己決定」「自己責任」
- ◆ 成年後見・権利擁護 ⇒ 「笑う相続人をつくらない」
- ◆ エンディングに向けて ⇒ 「意思決定」「意思決定支援」

ご清聴
ありがとうございました



★ 市民後見人としての活動

川手 俊美

市民後見人は自分の仕事を持ちながらご本人を支援する活動をしています。

通常の後見人としての活動内容を挙げてみます。

ご本人は特別養護老人ホームに入所していますので、日常生活は施設に見てもらっています。

- 特に問題のない時も、月2回面会のため訪問（ただし、コロナの感染状況によっては面会不可であったり、ガラス越しの建物内外での面会のみ）
- 面会時には、体調・食事のことなど、ご本人と話をし様子をつかひ、職員からのご本人の近況を聞き取り。また、話しかけながら、その時の表情や反応で体調を判断。
- 施設職員や施設が正しく対応しているかもチェック
- （金銭管理）年金の入金確認、毎月の施設利用料・医療費の請求書と支払いの確認等、医療費還付金等の受け取り（口座振替）
- 日用品などで施設から購入依頼があれば訪問時購入してお届け
- 健康保険・介護保険等に関する書類受け取りと事務処理（年1回）
- ワクチン接種の本人確認と申請
- 施設より提示されるケアプラン見直し時の対応（確認、意向伝達、押印等）
- 市役所、施設、年金など、ご本人への郵便の受け取りと処理

現在、一人の方の成年後見人を務めていますが、以前に成年後見人を受任して亡くなった方がおられますので、その時の活動を市民後見人の活動事例として紹介いたします。

- ・ 緊急入院、手術のための入院、術後入院と、自分の仕事の合間を見つけて病院へかけつける
- ・ 病院からの説明を受け、後見人の役割、できる事・できない事をお話する
- ・ 医療同意は妹さんに同意を求める連絡をする
- ・ 入院中、必要があれば病院から後見人に連絡あり、これに応じ必要なものを購入して届ける
- ・ ご本人の様子を確認、発語不可の方だったが話しかけて様子を見る。病院の対応をチェックする。

- ・ 仕事帰りにほとんど毎日病室とナースステーションへ。
- ・ ご本人・妹さんと相談のうえ、施設へ帰宅。
- ・ 余命半年と医師からの宣告があったため、時々県外の妹さんから状況確認の問い合わせがあった。
- ・ 余命宣告よりも長く生きられたが、施設で最後を迎えた。
- ・ 身元引受人が県外のため、後見人が火葬・葬儀等の手配を行った。
- ・ 葬儀社に相談、できる限り簡素に葬儀を行った。

2022/12/4 まちづくり・ボランティアフォーラム
第6分科会 私(アイ)らしいエンディングを迎えるために

「おひとりさま」あんしん サポート相談室のとりくみ

長野市社会福祉協議会
地域福祉課 長野市権利擁護センター
「おひとりさま」あんしんサポート相談室
森田 靖子

「身寄り」がないは第二のスタンダード

※つながる鹿児島『身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引』(2021(R3)年3月)より

- 高齢化率、生涯未婚率の上昇
⇒独居高齢者の増加…
- 家族・血縁に頼る日本の文化
- 高齢者の身寄りの問題：
 - ①入居、②入所、③入院、④死後事務等
 - ※①②③は「連帯保証人」「身元引受人」
 - ※③は上記+医療同意等
 - ※④死後事務、祭祀承継（お墓）、相続

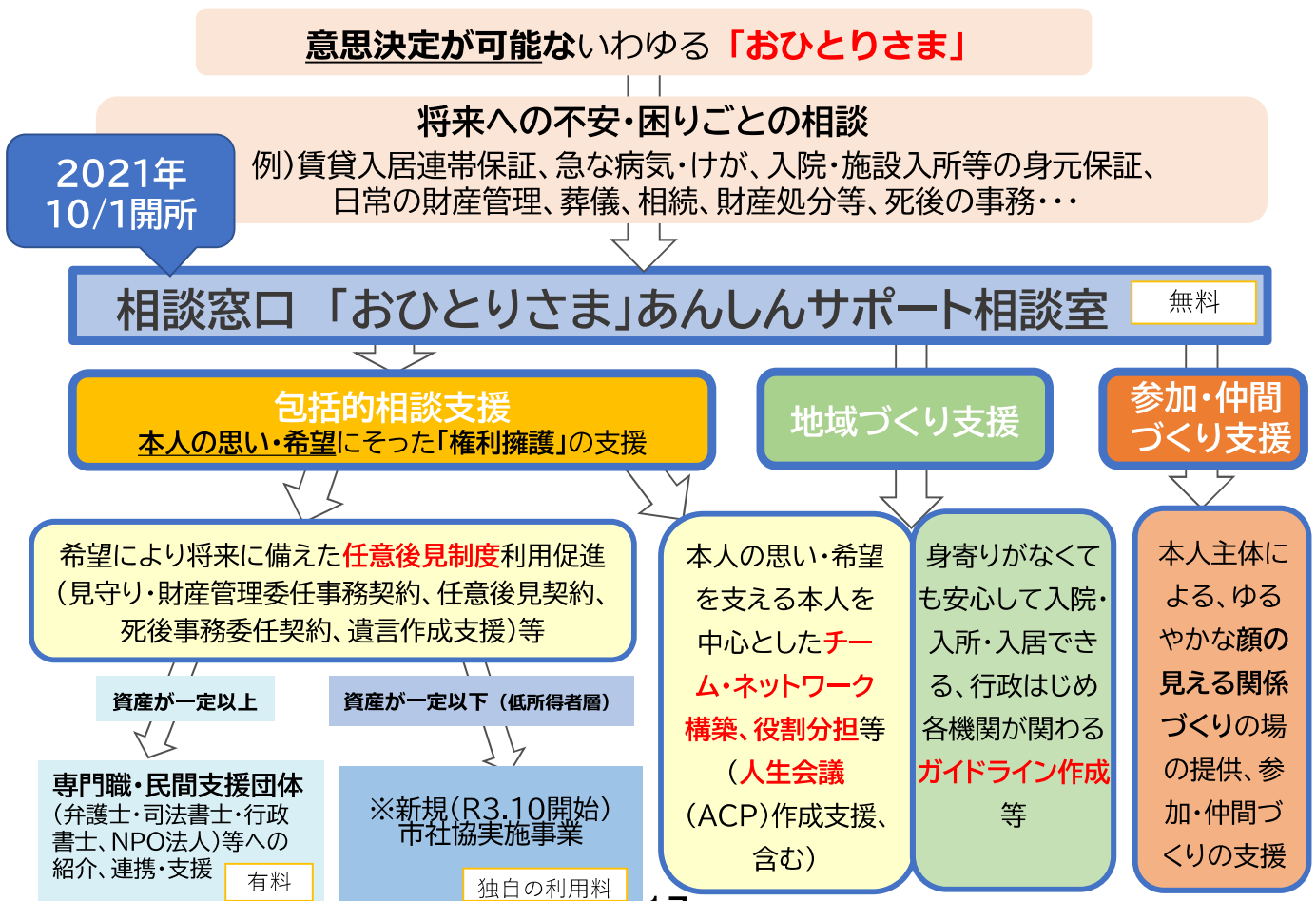
「おひとりさま」あんしんサポート事業の概要(趣旨)

●関わりのある親族がおらず、今後の生活に不安を抱えている意思決定が可能な、いわゆる「おひとりさま」の相談に広く応じ、本人の思いや希望にそった「権利擁護」の視点で、任意後見制度の利用促進と地域の力を活用しながら安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すもの。

●対象者との関わりを通じ、損なわれていた家族関係や地域関係が継続・再構築していけるよう、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、医療機関等と一緒に支援システムのネットワーク構築を図るとともに、医療機関、福祉関係施設、福祉関係機関及び行政機関が本市における「身元保証」に係る諸問題並びに今後の目指すべき地域像を共有、具現化し、地域共生社会の理念を実現していくもの。

5

「おひとりさま」あんしんサポート事業のイメージ



相談の状況

- 2021年度（10月～3月） 延べ 508件
- 2022年度（4月～10月） 延べ 816件
 - ※継続相談、対応も含む延べ件数
- 対象：身寄りがなく頼れる親族のいない市民。
- 相談者：本人。親族のいる独居や高齢者2人暮らし、親族、地域包括、CM、病院SW、民生委員……
- 周りは心配し本人は心配していない方も
- 内容：今後の心配、死後事務、入院・所の手続き、親族はいるが…安くやってもらいたい等
- 事例⇒この後一部ご紹介
- 課題：パートナー、外国籍、認知症、住民票市外等

事例1 任意後見制度等と地域との連携

- 80代女性（厚生年金）、元店舗兼住宅の借家で生活
- 親族はいるも体調不良で高齢
- 財産管理委任事務・任意後見・死後事務契約し見守りを継続
- 地域包括・民生委員とケア会議⇒緊急通報装置設置予定
- 本人より「安心」と

事例2 血縁者あるも今後や死後を心配

- 50代女性。持ち家。母も既に逝去
- 離婚子どもなし、父・きょうだいとは没交渉
- 末期と判明。退院時、自費ヘルパーと訪問看護導入し通院治療
- 遺言、死後事務を弁護士と契約
- リフォームし療養予定
- 介護保険申請し、訪問介護導入予定中に急変し入院し逝去

事例3 身寄りのない経済的困難者 ～生活で精いっぱい

- 80代女性。厚生年金受給。婚姻歴なし
- 持ち家も貯金なし
- 包括と連携し介護保険申請しサービス導入
- 死後事務等を心配
- まずは家計の立て直しが必要。

事例4 相談中に認知症が進行

- 80代女性。厚生年金受給。子どもいるも没交渉で連絡拒否
- 今後のことを相談中に認知症が進行
- 包括へつなぎ受診同行支援・介護保険申請

地域と一緒にやっていきたいこと (課題・期待)

- 制度や当相談室で、できること・できないこと
- 親族いても頼りたくない。相談室ができて…
- 周りが心配し困り本人は心配していない
- 任意後見契約等で財産を自分のために使い最期を
- 将来を考える機会として～終活、断捨離、人生会議（ACP）、最期（死や死後）も決めて、安心して今を生きる
- 「考える・決める」⇒周りの支援者との共有
一緒に考え、揺れるに寄りそう
- 血縁だけでなく、地域のつながり
- 友人・知人、専門職・支援者の関わり

長野県まちづくり・ボランティアフォーラム2022 【分科会⑥】私（アイ）らしいエンディングを迎えるために

令和4年12月4日

長野県社会福祉士会・長野県東御市の取組み

社会福祉法人 東御市社会福祉協議会 相談支援係長
生活・就労支援センターまいさぼ東御 主任相談支援員
公益社団法人長野県社会福祉士会 常任理事・身寄り問題プロジェクト長
佐藤 もも子（社会福祉士・認定社会福祉士）

「長野県社会福祉士会」の取組み

みんなで身寄りのことを考える広報誌

信州みよりだより 創刊号

発行日:2021年11月1日 2021 No.1

「信州みよりだより」創刊号発行にあたり
公益社団法人 長野県社会福祉士会 理事 福祉活動委員会委員長
佐藤・もも子の身元保証人問題検討プロジェクト長 佐藤 もも子

身寄りの問題は、身寄りが全く居ない人・家族や親類の支援が見込めない・児童
養護施設の子などが身寄りに頼ることになる人が、医療、福祉、住み、教育、
進学など大変重要な場面で、実親・親類に求める「保証人が居ないこと」種々な課題
が顕れ出さないことが望ましく、望む方向が叶わないという問題です。

一方で、保証人等を求める側の負担を考えた場合、求める機能について、社会が真摯に考えて引き受けて
いないと、根本的な解決は難しい問題です。それらを踏まえ、**私にも社会福祉士・ソーシャルワーカーはこの
課題に目を背けず、人々の権利が認められ、互方に権利行使できる社会を目指すため、医療・保健・各分野へ
の連携の推進を子どもの成長が望まれます。**

会員一人ひとりが所属する組織や地域で暮らす実践し、解決が難しい問題は職員だけで多職種と共有し協
働や連携をする、それら取組みが広がります。この取組は、身寄りの問題について、**実践とアイデア
と新しい連携を要するプロジェクト**として展開していただくことが望ましいです。

是非、皆さまの御座る地域の取組みや御座ることをお寄せ下さい。

「医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクト」の軌跡

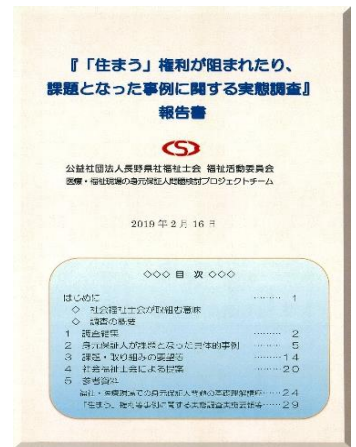
☆2018年2月の本会北信地区セミナーから始まり、2018年に発足 ☆会員の実際調査やセミナー
を経て問題を確認 ☆現在、プロジェクト員15名、毎月1回ミーティング開催

2018年2月	「長野の医療・福祉現場における保証問題を考えるセミナー」を開催
2018年度	「身元保証人問題を考えるプロジェクト」を立ち上げ
2019年2月	「住まう」権利が生まれた、課題となった事例に関する 実践調査報告書（本会ホームページにアップ）
2019年2月	「住まう」権利の観点から保証問題を考えるセミナー」を開催
2019～20年度	関わる関係や実態から、問題を把握
2021年1～4月	会議・研究会へのヒアリング（19人）現状と課題について
2021年度	会員の事業計画の進展、進捗率向上
2021年6月	「身寄りなき時代の権利保障 社会福祉士としての取組み」（案）作成 → 6月 会員から意見収集
6月27日	「障害者」が課題になりず権利が認められる社会を目指して！ オンライン学習会を開催
9月9日	「ふっくらプラン-後援会議」にて問題発生と多職種との共有を促進
10月6日	長野県生活福祉本計画（案）への意見・提案のための学習・検討会 開催

長野県社会福祉士会 医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクト取組み

- 2018年2月 熊田均弁護士（愛知県弁護士会）を招聘
- 2018年度 「長野の医療・福祉現場における保証問題を考えるセミナー」を開催
- 2018年度 「身元保証人問題を考えるプロジェクト」を立ち上げ
- 2019年2月 「『住まう』権利が阻まれた、課題となった事例に関する実態調査（本会ホームページ・資料にアップ）問題を提起
- 2019年度～2020年度 保証問題に関わる調査や検証の結果を精査
- 2021年1月～2月 会員等へのヒアリング（18事例）
- 2021年度 現状と課題・社会福祉士としての受け止め・課題解決に必要な事項
- 2021年5月 当会の事業計画の重要・重点事業化
- 2021年5月 「身寄りなき時代の権利擁護 社会福祉士としての取り組み」（案）作成
→2021年6月会員から意見収集
- 2021年5月27日 「身寄りのない高齢者・障がい者等権利擁護に関するオンライン学習会」を開催
→「身寄り問題」と本会のアクションプランを整理
- 2021年9月 ふっころプラン推進会議にて多団体で共有することを提案
- 2021年10月 住生活基本計画パブリックコメントについての学習・検討会
住生活基本計画へのパブリックコメント
- 2021年11月 みんなで身寄りのことを考える広報紙「信州みよりだより」創刊
- 2021年12月 医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー1 『入所施設の抱える課題をみんなで乗り越えていくために～』
- 2021年12月 長野県議会 一般質問（長野県社会福祉士会として情報提供）
- 2022年1月 医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー2 『身寄りのない人の人生の最終段階における意思決定支援～ACP（Advance Care Planning）とソーシャルワーク～』
- 2022年7月 身寄りのない人の人生の最終段階や死後について考える学習会
- 2023年 身寄り問題ガイドブック作成・発行予定 あわせて、セミナー等の排挙予定

長野県社会福祉士会会員で構成
プロジェクト員 15名
(随時、メンバーの交代有)



長野県社会福祉士会会員に向けた2018年12月の調査 1 『「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査』報告書 頁2

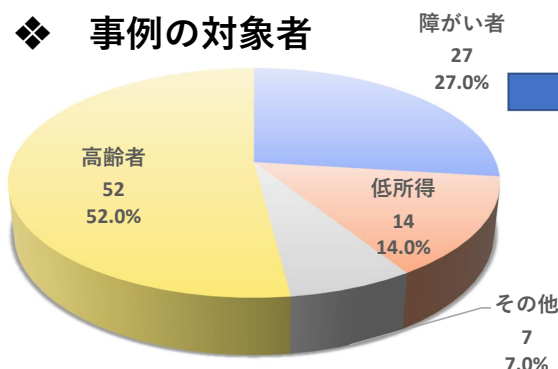
* 当会ホームページ <https://nacsw.jp/sumaukenri>

双方の
立場から
回答を得る

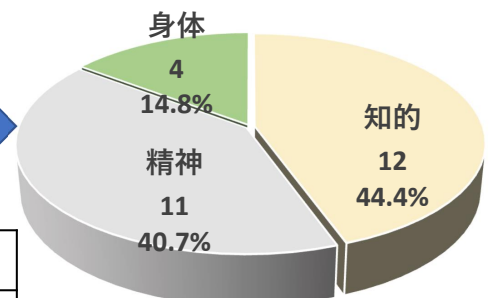
- ❖ 有効回答者数 157名
- ❖ 「相談支援や後見等の活動の中で、保証人等がないことでアパートに入居ができなかったり、施設入所を断られたり断らざるを得なかった経験はありますか？



❖ 事例の対象者

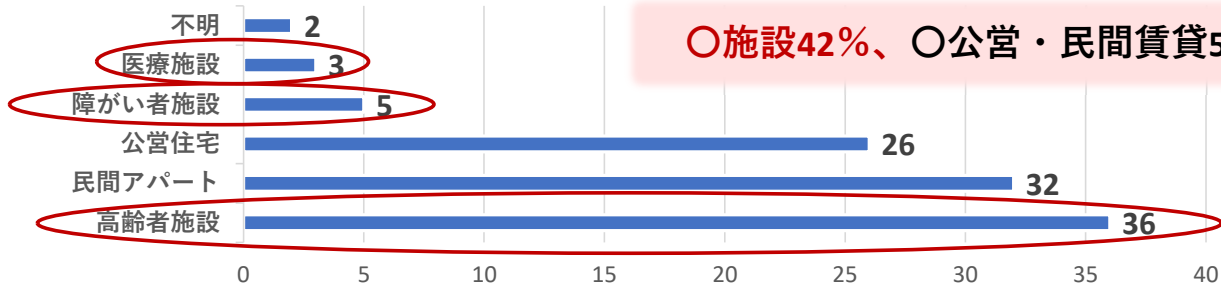


刑余者	2
DV	2
外国籍	2
児童養護施設退所者	2



* 当会ホームページ <https://nacsw.jp/sumaukenri>

❖ 阻まれた住まいの種別



❖ 身元保証人が課題となった 具体的19事例検証 (好事例・課題が残る事例)

○ 好事例

☆ 関係機関連携により、身寄り問題を解決

- ・ 施設入所時に、役割分担を決め、保証人はなし
- ・ 看取りと火葬・納骨まで本人の意思を叶えて行う。

○ 課題事例

- ・ 保証人が居ないことで、入所を断ったり、賃貸住宅に入居叶わず。
- ・ 保証人が居ないことと、それ以外の複合的課題が解決を難しくしている。

❖ 課題・取組みの要望

- ・ 相談する場所がない。
- ・ 「保証」の課題を広く協議する場所
- ・ 「保証人が居ない場合」の対応マニュアル
- ・ 「保証人」の代替え機能、補償システム
- ・ 生活を丸ごと支援する体制づくり
- ・ 「保証人」に求める内容の明確化
- ・ 施設をサポートする仕組みづくり
- ・ 医療同意、入院時の保証人
- ・ 死後事務の課題
- ・ 児童養護施設の出身者が抱える問題
- ・ 行政の役割の明確化

5

2021年度の活動

“『身寄り』が問題にならず権利が護られる社会を目指して”

6月

社会福祉士として『身寄りや身元保証人』問題にどう取り組む？ 会員研究学習会

9月

ふっころプラン推進会議「多団体で共有する」ことを提案

10月

「住まい」と身寄り学習会

→ 長野県住生活基本計画への
パブリックコメント

11月～

広報紙発行

身よりの問題を県内皆で考える
「信州みよりだより」(隔月発行)

医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー ①・②

12月

長野県社会福祉法人経営者協議会
× 長野県社会福祉士会

「入所施設」と身寄り

2022年
1月

医療×福祉 身寄りのない人の
人生の最終段階の意思決定支援
ACPとソーシャルワーク

これからも…

- ① あきらめず、
- ② 一人ひとりの力とまとまりの力を伸ばし、
- ③ 県民や多団体と共有・協働する
ソーシャルワーク実践を続けます！



2022年度の活動

①身寄りのない人の人生の最終段階や死後について考える研修会

◆基調報告「『身寄り』のない方の死亡に関する行政対応について」長野県社会福祉協議会実態調査より

◆報告「身寄りのない方のエンディングに関わって」

報告① 権利擁護センターぱあとなあながの

報告② 居宅介護支援事業所主任介護支援

◆課題検討・意見交換

研修会を総括して...

- ・行政が身寄りのない方の死亡に関する対応に苦慮している点についての確認
- ・各参加者が、実践で苦慮した点、疑問が残った点、創意工夫した点などを共有
- ・行政や関係機関の役割分担が未だ不明瞭である
- ・置かれている状況と解決方法がケース・バイ・ケース
- ・本人が元気で意思が確認できるうちに死後の対応まで残すことなどが普及していないこと
- ・エンディングと死後に関する身寄り問題は、地域で解決できることも多くあり、行政や関係機関がガイドラインやマニュアルを整備していくこと
- ・一人の人の支援で官民皆が役割分担を明確にしてチーム支援を行う
- ・一人ひとりが最終段階や死後のことまで当たり前前に考えていくことの大切さを広めていく
- ・元気なうちから「地域でつながりをつくる」ことで、乗り越えられることも多い。

②身寄り(問題)にかかわるガイドブック作成

『身寄り』問題は権利の擁護と行使の課題

①居住、医療、介護、就労等から**排除されない支援や仕組みが必要**

②身寄りがない人は、それ以外にも複合的課題を持ち合わせ、自身の力のみでは、事態を変えることが出来ない状態に立たされている場合が多い。**社会的な支援があれば、改善や希望が叶う可能性がある。**

③生まれてから最期を迎えるまで、**家族、親族環境に関わらず誰しものが自分の人生を変えていける機会が保証され、それを後押しできる専門職や関係機関の存在が重要である。**

④住む地域で望む生活や人生を全うすることができるよう、**身寄りの問題を「地域の課題」として捉え、身寄りがなくとも支え合うことができる地域社会を皆で創る。**

⑤身寄りがなく判断能力の不十分な方について「意思決定」に支援を必要とする人も居る。**本人が望む「命（医療）・生活・人生」を尊重し、意思決定に関する支援を的確に行う必要がある。**

長野県社会福祉士会 身寄り問題検討プロジェクトチームの取組み

(2021年12月15日開催 医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー資料から)

職能団体
だからこそ
出来ること

身寄り問題検討プロジェクトの目指すもの

『どのような状況や立場にあっても「健康で文化的な生活が保障され、その方の生命をまもり、望む生活や人生」をかなえていくことがソーシャルワーカー(社会福祉士)の役割』2019年当PT調査報告書から

「身寄りに関わる問題をソーシャルワーク実践で多団体と取り組みます」

ミクロ
個別相談

- 身寄りのない人の相談を関係機関と連携して取り組み、身寄りのないことで排除されないよう実践する
- ご本人の意思が、もしもの時医療や死後の手続きなどで尊重されるためのあらかじめの意思確認を行う

メゾ
組織・地域

循環・相互に影響

- 組織のマニュアルや地域のガイドライン作りで本人・支援者・行政の安心を担保
- 身寄りの薄い人も地域に包摂される居場所や繋がりづくり
- 意思が尊重されることが当たり前になる地域の意識づくり
- 新たな資源づくり

マクロ
制度・社会・国

- 地域福祉計画の取組みへの政策提言
- 身寄りの問題で排除されてしまっている現状の発信
- 長野県全体の関係団体で問題の共有をする
- 連携・既存制度・仕組みで解決が難しいことを整理し、国に政策や制度の要望や提案

個々の社会福祉士の取組み

社会福祉士会の取組み

9

長野県東御市の取組み

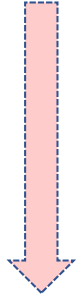


東御市社協（まいさぼ）の相談員は お一人おひとりの相談を大切にします

*まいさぼ東御
生活困窮者自立支援法に
基づき、東御市から
社会福祉協議会が
委託を受けて実施を
している総合相談機関

これまでの歴史

聴く・想像する

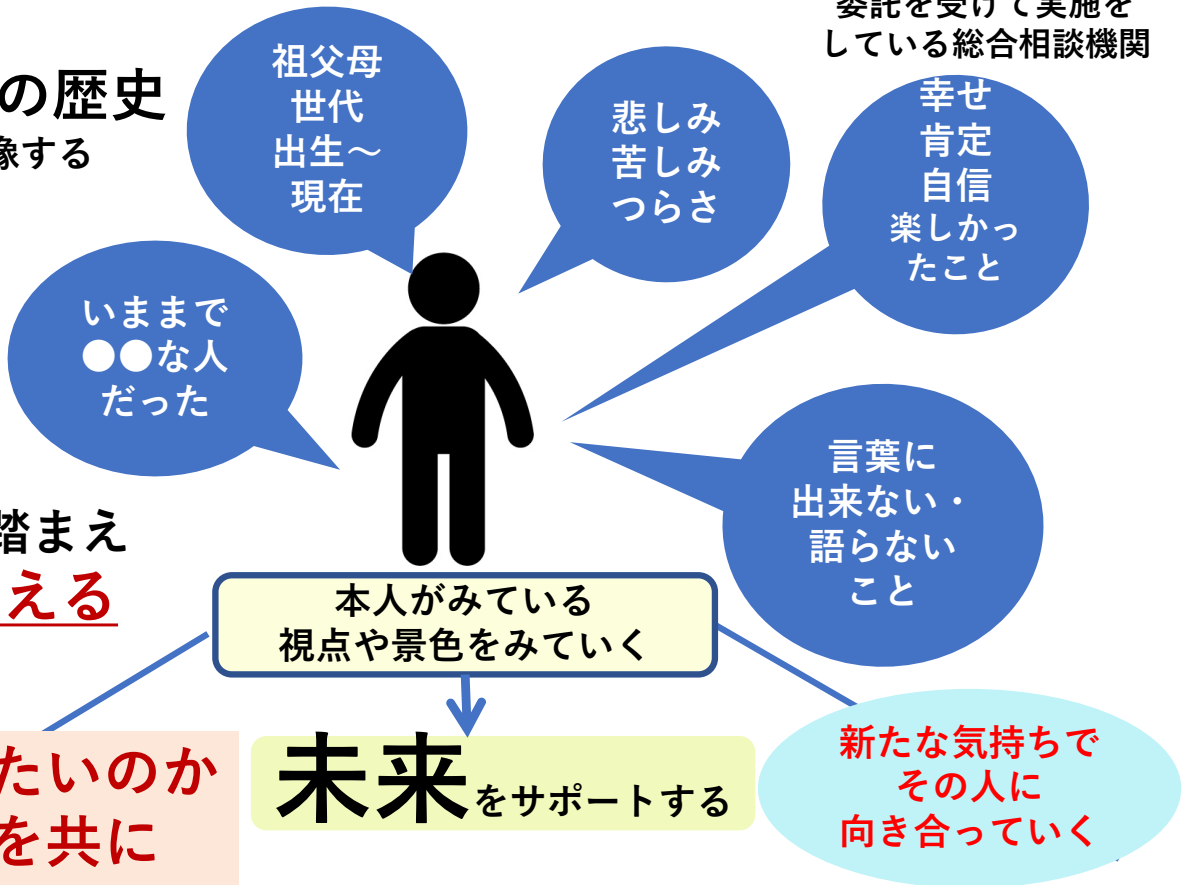


それらを踏まえ

「今」を捉える



どうなりたいのか
歩みを共に



まいさぼ東御の相談（生活・就労）の支援方針

- ・ 受け止める、責任あるつなぎ、あきらめない、考え続ける
- ・ 「解決」や「動くとき」があるまで、**時を待つ**
- ・ ご本人と「**関係**」をつむぐことを大切に、**それを起点**とする
- ・ 年金などの経済的な制度の最大限の活用、任意事業等の最大限の活用
- ・ 就労や活動は、**本人の希望**と本人が**出来ること**を調整
- ・ 就労や活動の実体験から、**本人が「自分の力や状況に気づく」**こと
- ・ 就業後のサポートは出来る限り行う
- ・ 困りごと & 事業の発信に手間をかける
- ・ **出口（就労先、居場所..）を「地域」（東御市・周辺）で探す**
- ・ ないものは、その都度、**ネットワークや資源を創る**

協力者を増やすことは地域づくりそのもの

一人ひとりの生活の改善や見守り・人や地域社会との再つながり
安心してこの地で暮らし続けるために！！

（ソーシャルワークの理念）

まいさぼ東御・東御市の単身者や身寄りのない人に関わる状況令和4年度（2022.11時点）

- まいさぼ東御 単身者の相談件数 **13件**/46件
（40代:2、50代:1、**60代:7、70代:3** ・男:9、女:4）
- 東御市社協 入居保証・生活支援事業契約者数 9件
- 東御市社協 身元保証・就労支援事業契約者数 1件
- 東御市 孤立死対応

身寄りの問題を 地域で取り組む （東御市社協・東御市）

① 「ひまわりの会」

身寄りに課題がある「村山さん」を中心に
終末期・死後までを見守る
ゆるやかなチーム

「今」の生き方と
ACPや死後の事務まで考える



② は一べすとの会 相互扶助とボランティア活動 職員との共同活動

私たちの姿勢と視点は
当事者と地域と共にある

「は一べすとの会」
単身者や課題を抱えている当事者



村山さん「ひまわりの会」 身寄りのない人のエンディングを 東御市のネットワークで支える試験的取組み

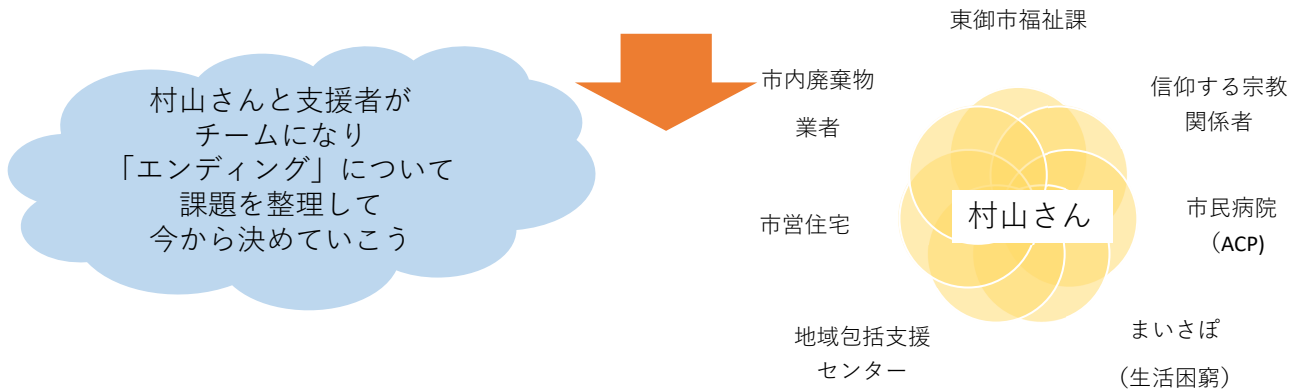
- 『身寄り』の状況...実質的に不在。

子ども：支援関係を双方が望まない。きょうだい：生活保護受給者で疎遠（親交無し）

「今を悔いなくキラキラと生きるために」

エンディングと死後のことを今から自分の思いに沿った形で叶えたい」

例) 医療、葬儀、埋葬、賃貸住宅の処分、財産の処し方



残された課題 ⇒ 生活困窮者の死後事務委任契約や葬儀等の費用捻出

「預託金」のような制度ができないだろうか?

「はーべすとの会」 孤立孤独から共に支え合う ～当事者&職員の共同作業グループの力で互助とボランティア活動～

概要

- 設立...令和3年9月
- 構成員...7名 (50代～70代) ほど
- 構成員が抱えている (抱えていた) 状況

身寄りが薄い・家族関係に課題・独居・生活困窮・多頭飼育...

孤独孤立の**予防的**取組み

「今」を繋がりながら
生きられるように...

目的

- 互助 (相互に思いやる)、仲間を作る
- グループの力で社会に貢献する (ボランティア活動)
- 孤立孤独の問題を社会に発信する

活動の内容

- 定例会 (月1回...活動の計画や振り返り、相互に悩みを語り合う)
- LINEグループで繋がり合い
- 繋がりづくりのための取組み (マレットゴルフ、昼食会、新年会)
- ボランティア活動 (居場所づくりに参加・高校生と最寄り駅の花壇づくり)
- 今後...**孤立・孤独を抱えた人の訪問とつながりなおし活動**

「はーべすとの会」メンバー ～まいさぽ東御の相談に来所したときの状況～

年代	状 況	頼れる親族の状況
70代	単身世帯、生活困窮、住まいの確保、就労の支援	頼れる親族はいない
60代	単身世帯、数年にわたる多頭飼育と家の衛生状態の悪化、生活習慣の見守り	頼れる親族は居るが、同世代
60代	単身世帯、生活保護、持病のため就労不可 賃貸住宅の保証人が不在 (⇒入居保証・生活支援事業利用)	頼れる親族はいない
70代	実質単身世帯、債務、年金不足のための生活困窮（現在、就労中）	頼れる親族はほぼいない
60代	単身世帯、生活困窮、持病のため就労不可、住まいの確保	親族はいるが、関係性に課題
70代	老々障世帯、障がいを持つ子ども世帯のことが課題	親族はいる
60代	単身世帯、生活困窮、債務	親族はいるが、同世代

* ほか、休会中1件、アウトリーチ中1件、検討中1件

はーべすとの会の活動 2本柱

❖ 孤立孤独状態から
お互いを思いやる



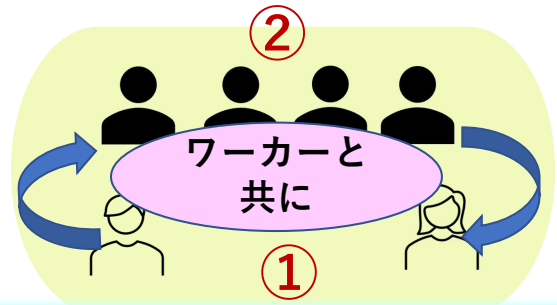
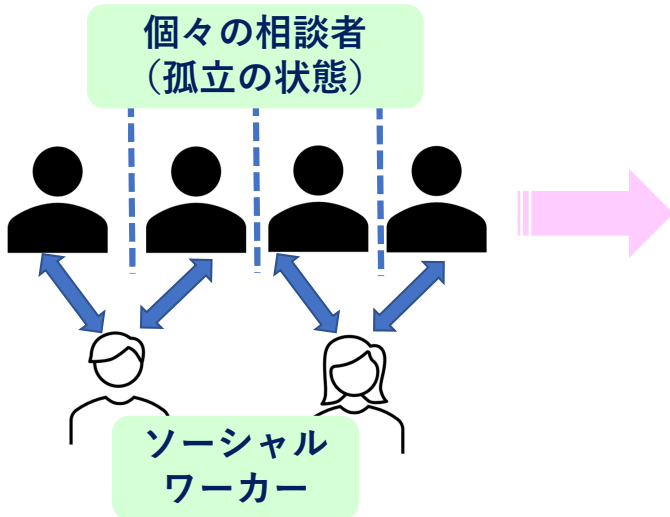
互助機能
お互いに思いやる
日常の繋がり

❖ 活動して
社会に貢献！



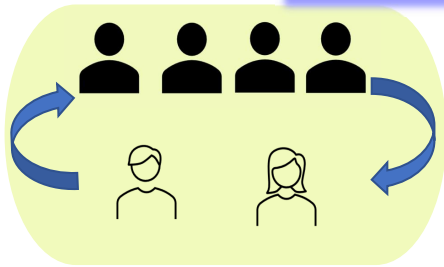
ボランティア活動
受け手から支え手になる
ひとり一人がエンパワメント

はーべすとの会は「グループ」の力で
1人ひとりが活躍できる場に **受け手から支え手に！**



◆互助のしくみ
◆グループダイナミクス
(一人一人の成長とグループの成長)

③グループになることで
社会と繋がる



- ①グループを活かす
→ソーシャルワーカーの働き
- ②1人ひとりの力が
エンパワメント
- ③グループの力で
社会と繋がる



今後の取り組みの方向性

- はーべすとの会にたどり着く前の孤立孤独の人を訪問
- 専門職と地域住民（はーべすとの会・地域住民）の共同作業
- 孤立孤独を抱えた人にどのように気が付くか
 - 地域住民や専門機関が気が付く
 - そのための仕組みづくり
- エンディング（死後含め）を予め準備するのが当たり前の地域へ
 - エンディングノート、任意後見・成年後見制度の利用
 - 医療（ACPの普及）、死後事務の準備、役割分担で支える

**ひとり一人が、孤立孤独ではなく、
「今」をキラキラ生きられるように！**